

空き家に関する支援制度一覧

市町村名：中之条町

	区分	事業名称	融資・助成の対象となる（工事）内容	対象（者）要件	限度額	融資利率 （利子補給の場合 は 利子補給率）	融資期間	申請/募集時期	募集枠	担当課	電話番号 （申込・問合せ先）	H P 掲載（リンク先）	その他
空き家の活用支援事業	助成	中之条町空家対策補助金	・リフォーム工事費用	（1）おおむね1年以上空家状態の建築物 （2）10年以上居住する。	・基本補助金 50万円（ただし、町内業者施工の場合、100万円） ・加算補助金 （1）子育て世帯加算 中学生以下の子ども1人につき10万円（最大4人まで） （2）若年層世帯加算 10万円	・対象費用の1/4（ただし、町内業者施工の場合、1/2）	—	工事着工前	予算の範囲内	防災安全課	0279-26-7089(直通)	https://www.town.nakanojo.gunma.jp/soshiki/16/8001.html	
老朽空き家等対策事業	助成	中之条町空家対策補助金	・解体工事費用	・おおむね3年以上無人かつ使用されていない空家で、不良住宅と判定された空家、または特定空家等に認定された建築物	・35万円（ただし、町内業者施工の場合、70万円）	・対象費用の1/4（ただし、町内業者施工の場合、1/2）	—	工事着工前	予算の範囲内	防災安全課	0279-26-7089(直通)	https://www.town.nakanojo.gunma.jp/soshiki/16/8001.html	
空き家の活用支援事業	助成	中之条町空家家財道具等片付け補助金	家財道具等の処分費用	空家の所有者は法人でないこと。 アパート等事業の用に供する建物でないこと。 3年以上空家状態であること。	10万円	対象経費の1/2	—	工事着工前	予算の範囲内	防災安全課	0279-26-7089(直通)		